

第二十四回国会
衆議院昭和三十一年五月十八日(金曜日)
午後二時二十八分開議

出席委員

商工委員会

委員長

神田 博君

理事小笠 公韶君

理事小平 久雄君

理事長谷川四郎君

阿左美廣治君

島村 一郎君

田中 龍夫君

多賀眞義君

濱野 清君

森山 欽司君

鈴木周次郎君

田中 武夫君

好雄君

加藤 清二君

武夫君

大藏委員会

委員長 松原喜之次君

理事黒金 泰美君

理事春日 一幸君

奥村又十郎君

吉川 久蔵君

内藤 杉浦

吉川 友明君

竹内 俊吉君

中山 榮一君

前田房之助君

井上 良二君

木原津與志君

平岡忠次郎君

植村 武一君

小川 半次君

理事野澤 清人君

理事滝井 義高君

大橋 武夫君

亀山 幸一君

草野一郎平君

商工委員会大藏委員会社会労働委員会連合審査会議録第一号

熊谷 憲一君	小島 徳三君
小林 郁君	田中 正巳君
中山 マサ君	八田 貞義君
古川 丈吉君	眞崎 勝次君
横山 利秋君	
出席國務大臣	
通商産業大臣	
石橋 漢山君	
官企事業局長	
坂根 哲夫君	
(正取引委員會事務局長)	
通商産業省官	
官企事業局長	
鈴木 哲夫君	
(主税局長)	
波邊喜久造君	
通商産業事務官	
官企事業局長	
小室 恒夫君	
中西 實君	
常介君	
大藏委員會専門員	
鈴木 義雄君	
通商産業大臣	
官企事業局長	
大野 雄二郎君	
大野 雄二郎君	
渋谷 直藏君	
越田 清七君	
椎木 文也君	
社会労働委員会	
員会専門員 川井 章知君	
〔神田商工委員長委員長席に着く〕	
織維工業設備臨時措置法案 (内閣閣提 出第八三号)	

第一條 この法律は、織維製品の正

(登録) 第二章 登録

常な輸出の発展に寄与するため、織物幅出機にあつて
織維工業設備に関する規制を行ふことによつて、織維工業の合理化
を図ることを目的とする。

第三条 前項の登録は、精紡機にあつて

織物幅出機であつて、通商産業省令で定めるものに
該当するものとす。

第四条 第二条第一項の登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の糸の製

造の用に供してはならない。ただ

し、試験的に製造の用に供する場

合その他通商産業省令で定める場

合において、通商産業大臣の許可

を受けたときは、この限りでな

い。

第五条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第六条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第七条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第八条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第九条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第十条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第十一條 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第十二條 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第十三條 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第十四條 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第十五條 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第十六條 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第十七條 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第十八條 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第十九條 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第二十条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第二十一条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第二十二条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第二十三条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第二十四条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第二十五条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

場合その他通商産業省令で定める

場合において、通商産業大臣の許

可を受けたときは、この限りでな

い。

第二十六条 第二条第二項の登録を受けた織

物幅出機は、その登録を受けた登

録の区分に係るもの以外の織物の

加工の用に供してはならない。た

だし、試験的に加工の用に供する

三 第二十条第一項の規定による届出をした年月日

3 第一項の登録申請書には、権原に基いて第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができることを証する書面を添附しなければならない。

4 第二項の登録申請書には、権原に基いて第三十条第一項の規定による届出に係る精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができることを証する書面を添附しなければならない。

5 第七条第二項の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。

第十五条 通商産業大臣は、前条第一項又は第二項の登録申請書を受理したときは、その精紡機又は織物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が次の各号に適合していると認めるときは、登録をしなければならない。

一 従前の精紡機又は織物幅出機の錠の数若しくはその合計又は働き長さ若しくはその合計の範囲内であること。

二 第八条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 織物幅出機にあつては、その種類が従前の織物幅出機の種類と同一であること。

2 前項第三号の規定の適用については、クリップ式織物幅出機とビン式織物幅出機と、クリップ式織物幅出乾燥機とビン式織物幅出乾

煙機とは、それぞれ同一の種類とみなす。

3 通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受理した場合において、第一項の登録をするには、従前の登録を抹消しなければならない。

第十六条 第八条、第十三条第一項又は前条第一項の登録は、織維工業設備台帳に第七条第一項に掲げる事項、登録の年月日及び当該精紡機又は織物幅出機について定める登録番号を記載することによつて行う。

(登録の標識)

第十七条 通商産業大臣は、第八条、第十三条第一項又は第十五条第一項の登録をしたときは、当該精紡機又は織物幅出機に通商産業省令で定める標識を取り付けなければならない。

2 通商産業大臣は、第十三条第二項、第十五条第三項若しくは第二十条第二項の規定により登録を抹消したとき、又は第二十一条の規定により登録を取り消したときは、当該精紡機又は織物幅出機が減失したときは、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第十二条の登録を受けた者は、第一項の標識が滅失し、又は汚損したときは、通商産業大臣に届け出ることができる。(登録の効力の承継)

第十八条 第十二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機を譲り受け、又は借り受けて、これを糸の製造

又は織物の加工の用に供する者は、その精紡機又は織物幅出機について同条の登録を受けた者の地位を承継する。

2 第二条の登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けた精紡機又は織物幅出機についてその者の地位を承継する。

第十九条 第二条の登録を受けた者は、第七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前条の規定により第二条の登録を受けた者の地位を承継した者は、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による届出があつたときは、織維工業設備台帳の記載を変更しなければならない。

(滅失の届出)

第二十条 第十二条の登録を受けた者は、その登録を受けた精紡機又は織物幅出機が滅失したときは、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その精紡機又は織物幅出機の登録を抹消しなければならない。

定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその取扱いを実施すべきことを

精紡機若しくは織物幅出機を糸の製造若しくは織物の加工の用に供することを停止すべき旨を命ずることができる。

(織維工業設備台帳の謄本等)

第二十二条 何人も、通商産業大臣に対し、織維工業設備台帳の謄本の交付又は閲覧を請求することができます。

(省令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、登録の手続、織維工業設備台帳の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

(共同行為の指示)

第二十四条 通商産業大臣は、毎年少くとも一回、織維工業設備審議会の意見をきいて、昭和三十五年度における織維製品の需給状況及び第二条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機の数又は中小企業安定法(昭和二十七年法律第二百九十四号)第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく生産設備の制限に関する命令により登録を受けた織機の数に基き、必要な資金の額、一般消費者及び関連事業者に対する影響その他の事情を参照して、糸若しくは織物の製造又は織物の加工の用に供さないよう廃棄、格納その他の方法により処理すべき精紡機、織物幅出機又は織機を糸若しくは織

物の製造又は織物の加工の用に供している者に対する指示を実施すべきことを

する共同行為を実施すべきことを指示しなければならない。

2 前項の規定による指示は、精紡機又は織物幅出機にあつては登録の区分ごとに、織機にあつては中

小企業安定法第二十九条第一項又は第二項の規定に基く生産設備の制限に関する命令の別ごとに行う。

3 第二項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

(共同行為の期間及び内容)

第二十五条 前条第三項の共同行為をすべき期間は、一年以内とする。

2 前条第三項の共同行為の内容は、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがない、かつ、不当に差別的でないものでなければならない。

(共同行為の指示の変更等)

第二十六条 通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(共同行為の届出)

第二十七条 第二十四条第一項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従い共同行為をし

たときは、運営なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に

場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきではない。

第四十五条 通商産業大臣は、前条の聽聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第四十六条 通商産業大臣は、前条の聽聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章 罰則

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二条の規定に違反して、登録を受けないで精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供した者

二 第二十一条の規定による命令に違反した者

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十八条 第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項又は第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

1 この法律は、公布の日から起算附則

第二十五条第一項の表中

別表第一 織維製品品質表示審議会

別表第二 織維製品品質表示審議会

別表第三 織維製品品質表示審議会

別表第四 織維製品品質表示審議会

別表第五 織維製品品質表示審議会

別表第六 織維製品品質表示審議会

別表第七 織維製品品質表示審議会

別表第八 織維製品品質表示審議会

別表第九 織維製品品質表示審議会

別表第十 織維製品品質表示審議会

別表第十一 織維製品品質表示審議会

別表第十二 織維製品品質表示審議会

別表第十三 織維製品品質表示審議会

して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律は、公布の日から五年以内に廃止するものとする。

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

ビスコース纖維以外の纖維の混用率が一パーセント以下の綿糸

用率が一パーセント以下の綿糸及び酢酸纖維以外の纖維の混用率が一パーセント以下の綿糸

十 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

九 毛糸（組成纖維中における毛以外の纖維の混用率が三パーセント以上のものを（前号に掲げるものを除く。）をいふ。以下同じ。）

十 楊毛糸（組成纖維中における毛の混用率が十パーセント以上の楊毛式の糸をいふ。以下同じ。）

十一 紡毛糸（組成纖維中における毛以外の纖維の混用率が三パーセント以下のものを（前号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいふ。以下同じ。）

十二 紡毛式混紡糸（組成纖維中における毛の混用率が十パーセント以下の紡毛式の糸をいふ。以下同じ。）

十三 麻糸（組成纖維中における麻（亞麻、苧麻及び大麻をいふ。以下同じ。）以外の纖維の混用率が一パーセント以下の糸をいふ。以下同じ。）

十四 麻混紡糸（組成纖維中における麻の混用率が十パーセント以下の糸をいふ。以下同じ。）

十五 スフ糸（組成纖維中におけるビスコース纖維以外の纖維の混用率が一パーセント以下の糸をいふ。以下同じ。）

十六 組成纖維中における合成功維

十七 組成纖維中における合成纖維又は酢酸纖維の混用率が十パーセント以上のものを（前号に掲げるものを除く。）をいふ。以下同じ。）

十八 組成纖維中におけるビスコース纖維及び酢酸纖維の混用率が一パーセント以下のものを（前号に掲げるものを除く。）をいふ。以下同じ。）

十九 組成纖維中におけるビスコース纖維及び酢酸纖維の混用率が一パーセント以下のものを（前号に掲げるものを除く。）をいふ。以下同じ。）

二十 組成纖維中におけるビスコース纖維及び酢酸纖維の混用率が一パーセント以下のものを（前号に掲げるものを除く。）をいふ。以下同じ。）

二十一 組成纖維中におけるビスコース纖維及び酢酸纖維の混用率が一パーセント以下のものを（前号に掲げるものを除く。）をいふ。以下同じ。）

別表第三 織維製品品質表示審議会

別表第四 織維製品品質表示審議会

別表第五 織維製品品質表示審議会

別表第六 織維製品品質表示審議会

別表第七 織維製品品質表示審議会

別表第八 織維製品品質表示審議会

別表第九 織維製品品質表示審議会

別表第十 織維製品品質表示審議会

別表第十一 織維製品品質表示審議会

別表第十二 織維製品品質表示審議会

別表第十三 織維製品品質表示審議会

若しくは第十八号に掲げる糸の
製造の用に供すべきもの

三 特織糸、スフ糸又は別表第一
第三号若しくは第十八号に掲げ
る糸の製造の用に供すべきもの

四 絹紡糸、スフ混紡糸又は
別表第一第十八号に掲げる糸の
製造の用に供すべきもの

五 絹紡紬糸、スフ混紡紬糸、ス
フ糸又は別表第一第十八号に掲
げる糸の製造の用に供すべきもの

六 楊毛糸、梳毛式混紡糸又は別
表第一第十八号に掲げる糸の製
造の用に供すべきもの

七 紡毛糸、紡毛式混紡糸、ス
フ糸又は別表第一第十八号に掲
げる糸の製造の用に供すべきもの

八 麻糸、麻混紡糸又は別表第一
第十八号に掲げる糸の製造の用
に供すべきもの

九 スフ糸又は別表第一第十七号
に掲げる糸の製造の用に供すべ
きもの

十 別表第一第十六号から第十八
号までに掲げる糸の製造の用に
供すべきもの

十一 別表第一第十六号、第二号又
は第四号に掲げる織物の加工の用
に供すべきもの

十二 別表第二第二号、第四号又は
第五号に掲げる織物の加工の用
に供すべきもの

十三 別表第二第三号又は第四号に
掲げる織物の加工の用に供すべ
きもの

別表第四
一 別表第二第一号、第二号又は
第四号に掲げる織物の加工の用
に供すべきもの

二 別表第二第二号、第四号又は
第五号に掲げる織物の加工の用
に供すべきもの

三 別表第二第三号又は第四号に
掲げる織物の加工の用に供すべ
きもの

○石橋國務大臣 先例によりまして案理由を申し上げます。織維工業設備臨時措置法案につきまして、その提出理由及びその概要を御説明申し上げます。
織維産業は、わが国民の生活上欠くべからざる衣料の供給を満たすと同時に、輸出産業としてもまた第一位を占める重要な産業であります。しかるに、近年わが織維製品の輸出数量が急増し、その価格がまた過当競争により乱調を呈する傾向があるのでに対し、国際的批判がきわめて強く、ために先般ガット加入の際に於ける歐州諸国との十五条援用問題、米国における日本綿製品の輸入阻止運動など、まことに遺憾な現象を見るに至りましたことは、御承知の通りであります。これをこのまま放置することは、今後の輸出貿易及び織維産業の発達のために著しい悪影響を及ぼす懸念があります。もちろん、歐米におけるかよくな動きは、先方の誤解等に基くところの少くあります。しかしそれにおいても、わが方もまた、できる限り相手国との産業経済界を適切に刺激しない方策を解くことに努力することが必要であります。しかしながら、わが国としてはその誤解等を解くことに努力すると信じます。

政府は、かよくな見地から、從来より輸出行政面において貿易体制を整備し、輸出品の価格、品質の規制を行つてきました。しかし今や小企業安定法の發動あるいは行政勧告によって生産調整を行ふ等の方法を用いて、もつて輸出貿易及び輸出業界の健全化、輸出面における競争力を強化する方針であります。同審議会は、学識経験者、業界人、労働者代表等數十名よりなる委員をもつて構成され、その後、右の諮問に対し、慎重に審議を進め参りました結果、先ごろ政府に対して参りました結果、先ごろ政府に対し、織維工業設備の調整などに関する法律の制定を必要とするとの答申を提出したのであります。よって政府は、この答申の趣旨に従い、さらに検討をおこなつました結果、ここに成案を得ましたので、これを法案として上程することにいたしましたのでござります。

本法案は、織維製品の生産及び輸出による登録制を適用する業種及び中小企業安定法の命令に従つて登録を行います。第三に、過剰設備の処理ですが、本法による登録制を適用する業種及び中小企業安定法の命令に従つて登録を行ふ業種のうち、昭和三十五年度の織維製品の需給を参考して過剰設備を処理するため、昭和三十一年度の予算案に二億二千万円の補助金を計上します。この補助金の運用によつて、織物業に対する本法の適用に際しては十分な効果を上げ得ることを期待しております。

文四十九条よりなつておりますが、そ

の骨子は次の通りであります。

まず第一に、本案には織維工業設

備の登録制を実施することを規定して

います。すなわちこの登録によつて過剰設備を処理するための共同行為を実施

感されるに至りました。

ことに注意すべきは、わが織維産業

が中小企業によつて構成せられる割合

がきわめて大きく、特に織布等の加工

部門においてはその生産者のほとんど

が小規模業者であり、それが全国に

散在してわが国中小企業の中でも生

ります。しかもこれらの中小企業は、

数年来の継続的な不況に悩んでおりま

して、自立不能の状態に立ち至つてい

るもののが少くありません。従つて中小

企業の根本対策としても、また、織維

産業における過剰設備問題の解決が必

要となつて参りました。この過剰設備

問題は、織維産業の今後の運命を決す

る重大案件であり、合成織維などの育

成対策との調整をはかる必要もありま

すので、政府は、昨年八月閣議決定を

もつて織維産業総合対策審議会を設置

し、このための総合対策を諮詢したのであります。同審議会は、学識経験者、業界人、労働者代表など、織維工業に学識経験のある者よりなる審議会を設けて、この審議会の活用によつて本法実施の適正を行ひたいと思います。

以上が本法案の骨子であります。

なお本法による過剰設備の処理に関する共同行為をいたします際に、設備の充却を希望する事業者のために、調整組合連合会その他適当な民間機関におかれます。

最後に、本法の実施に伴つて織維産業の設備の近代化がおくれ、あるいは、ひいて織維機械工業に対し好ましからざる打撃を与えないため、織維工業設備の入れかえ等を極力促進する考えであります。また、過剰設備の処理に伴つて労務者の失職を招くことには避けなければならないので、設備の処理の程度、方法等については十分慎重を期し、適正な実施をはかつて參りたい所存でございます。

点についても、政府の御答弁をずっと読んでおりますと、間接的にそれを首肯をして見える節がござります。第五番目に問題になつておりますて注意を引きますのは、この法案によつて規制を受けける人々に対する救済措置がきわめて不十分であるという点が、私どもの注意を引くところであります。私は、この特徴となります五つの点の中でも、主として第五点について御質問といたします。この點につきましては、御質問どおりであります。

おくれ、あるいは、ひいて織維機械工業に対しても好ましからざる打撃を与えるため、織維工業設備の入れかえ等を極力促進する考えであります。また、過剰設備の処理に伴つて労務者の失退職を招くことは避けなければならないので、設備の処理の程度、方法等については十分慎重を期し、適正な実施をはかつて參りたい所存でございます。」と書つておられます、この大臣の言葉の裏打ちをいたしておりますのが、局長の書つております以上の方去によ

会には労働省も御参加願つて、事務的連絡をとつて参ったわけであります。それから法案によつて紡績設備は新增設が全部実質的な許可制にかかるわけですが、しかしながら法律案にも盛られておりますように、これ年々の各業の需給関係を精密に推定いたしまして、新增設が必要であれば秩序立つた新增設を行ふ。まず現在のところ綿紡績についてはすでに過剰需要も相当あるということが審議会の答申にもござりますし、本法施行後に新規に

○横山委員 織維工業設置臨時措置法案についての委員会の審議を読んでみまして、この審議を通じて私どもが考えられる特徴が幾つかあります。議論の分れるところはかりにさておくとしたしましても、共通的な問題として特徴がございますのは、第一に、この法案といふものは、国内の問題でなくして、国外の問題から必要が起つておる、こういう点が第一の特徴であらうかと思う。第二番目に、この法案といふものは、目的の産業をよくするためには、関連いたしますよその産業の犠牲において立案されておる、こういう点が大いに議論をされております。第三番目に、その審議に際して、立案に際して犠牲となるべき産業の声がすなおなに反映する機会が与えられなかつたという点が、討議の中であらかにされるようになります。第四番目が、大いに変つておるという点が指摘

ことは認め、この場合は、対策は、
安定法第二十九条の織機の場合も同様
で、その当時もどうするかについて議論
をしたが、対策はやはり二つだ、一
つは設備の更新を大いに行うことだ、
第二番目は輸出の振興だ、そして設備
の更新については、臨時紡織機更新会
議をやっておる、その中で問題に
なった耐用年数については、短縮する
ようて大蔵省と努力をしたい、輸出の
振興については、輸出会議に諮って今
後の輸出目標をきめる、さしあたり輸
出市場開拓調査及びアフター・サー
ビスの実施ということで、ある程度の
補助金を交付しよう、その額は大体一
千万円、こういうことに尽きておるの
であります。このほかに何らかの対策
があらうかと思つて、ずっと速記録を
見ましたしだが、何らないのであります。
ただいま大臣は、「本法の実施に伴つて
纖維産業の設備の近代化が

を激化させるということに尽ざると私は思うのであります。この点につけて、非常に憂慮にたえないのですありますが、まず大臣から、その点についてどういうふうに考えておるのか、所信をお承わりたいと思うのであります。

○石橋国務大臣 ただいまお提案説明の中に申しましたように、設備の整備についてはそういう点を十分注意して、急激なことの起らぬようとにかく一つ、それから制限されるのは新增設がある程度規制される、織維業界の状況によってはむろん新增設も許さられる、特に重工業局長から申し上げましたように、設備の更新といふことに力を入れて、その点から実際の織機メーカー、その方面の労務者の失業状態を激化しないように、できるだけ苦痛を多く与えないようやつしていくといふこと以外には、これは御指摘通り既存名案はございませんが、それによつては、やつていてこう、それなら織維工業をほりつておいてよいかというと、そろそ

とが私は非常に重要な言葉だと思うのです。あなたの言うそれ以上には何もない。それではそれ以前に関連産業の業界なりあるいは労働者を納得させるものがあるかがあるかといふと、これはまたきわめてばく然たるお話であります。きょうあなたの方とそれから労働省とのものは、この法案について労働省どういうお打ち合せをなさつておるか、急激なことはやらぬとか、設備の更新に努力をしたいと言つておるのだが、どのくらいの犠牲というものがかかる、通産省によって現われるものか。通産省としては労働省にどういふうに御相談をなさつており、どういう準備をなされておるものか、その点についてまずあなたの方から承わりたいと思います。

際しても、過剰設備がさらに過剰にならぬよう、原綿の外貨割当その他の運用によるような運用はいたしてきておりません。この綿紡績についてはまず新增設を認めがたいわけではあります、スマートな新増設を認めがたいわけではあります。紡績その他については、それぞれの業界と給関係を見て、秩序立つた新増設を必要とすれば認めていきたい、こういふ考え方でございますから、絶対的に紡設備の新増設がストップする、こういうわけではありません。

ら、この点について労働省は手配してもらいたい。こういうふうにしなければならぬはずだ。それはどのくらい見積つておるのか、生産はどのくらいで、新增設はどういうふうにするのか、従つてそれが中小企業や労働者に対する影響をどういうふうに見ておるのか、こういうことを具体的に承わりたいと言つておられるのです。

○小室政府委員 御承知かと思ひます
が、本法が立案され、また提案され
ていく過程におきまして、新增設の制
限を見越しまして、各種の紛糾設備
が、相当かけ込み的に新增設の発注を
されておるわけであります。これは本
法施行の際に確認いたしますので、そ
のときにはつきりした数字が現われて
参ります。私ども一応の推定は持つて
おりますが、この辺の数字がはつきり
いたしませんと、そのあとの需給の計算
もなかなか確実にはつかみがたい点が
あるわけでございます。しかしながら
今申し上げたように織勤績以外のもの
については、これは慎重に至急糸の需
給等の計算をいたして、また同時に関
連する機械産業等の状況をも考慮して
新增設のワク等をきめてみたい、こう
いう考え方であります。

○横山委員 何度言つても同じであります
が、それではいかぬというのです。
わからぬといふのです。あなたの方
が労働省にその審議会に来てもらいた
いというて、労働省にこの法案は関係
ありとしたゆえんのものは、私が聞い
ておるところにあるのでありますよ
う。それだったらこの法案が出ると、
あなたの答弁を推察していきますと、
どのくらいの首切りが出るかわから
ぬ、どのくらい中小企業に影響を与え

るかわからぬけれども、だれかが言つたように五人や十人倒れたつてしまふがないじゃないかとでも言いそな氣持に見えるというのです。そうでなければ、このくらいのしわ寄せがあるから、この点については政府としてはこのくらいのことはできる、あとの方については残念ながらできないとか、こういうふうな具体的な話がなければだめじやないか、こう言っておるのでありますから、重ねて答弁を要求しておきま

○横山委員 重工業局長は来ているのですか。

○神田委員長 見えております。

○横山委員 それではあなたにお伺いをしたいのです。今の織維局長の話ですと、かけ込み増設があるから、そのあとが危険区域である、その谷を浅くするということ、それからその谷の期間も短かくしたい。こういうことに尽きる。それから同時にもう一つ言われたのは、谷を終つても、これを平年並みというふうなきわめて抽象的な言葉をおつしやいました。同じ政府機関でございましてもやはりあなたの立場もあるだらうと思うのであります。それが、そういうようなことが一休簡単にいくものであるかどうか、担当局長として所信を一つ承わりたいと思います。

○鈴木(義)政府委員 本案に関係いたしまして紡織機メーカーに対する対策でございますが、現在は、先ほど申申し上げておりますかけ込み増設と申しますか、さような関係で紡機メーカー等は相当活況を呈しております。しかしながらこれが一段落いたしますと、ある程度これが落ちることは確かに事実だらうと思います。しかしあれわれといたしましては、ここでかような影響をできるだけ防止するために、先ほど来てお話を申し上げております紡織機更新促進打合会を設けまして、織維産業とメーカーと、また通産省の関係局なりが一緒にになりまして、大いに更新を促進したい。その対策として、一つの問題としては償却の廃止問題を取り上

げて大蔵省に折衝し、また織維産業の資金あるいは更新の補助金といふふらなものを考えて、いただいて、それによつて設備の更新をはかつていただく。一方同時に、これは輸出の問題であります。ですが、昨年は輸出関係が相当苦しくございました。しかしこの間あたり輸出会議を開いて打ち合せいたします。従いましてさような目標を細部に立てまして、これに対しまして市場調査あるいはアフター・サービスに対して具体的対策を立て、政府としてはこれに對して助成する、かような方法を講じまして、輸出の面においても大いに努力していく。かような両方の対策をとりまして、できるだけこの影響の少いように努力いたしたい。これで最善の努力を尽して影響を緩和していく、かように考えております。

的確にどうこうといふことの数字は得ておりません。結局申しますと、やはり対策をどう講ずるかということによると、思います。われわれいたしましておきるだけ更新を大いに進め、さらに先ほど織維局長からお話をありましたが、通り、今後の問題としては全部の建設がオール・ストップでございませんで、あるものにつきましては増設が認められる部分があるわけであります。さような今後的事情も期待し、さらに輸出も伸ばす、さようなことで、できるだけ織維機械産業への影響を緩和し、将来はさらに伸ばすように努力をしていきたい、こう考えております。

○横山委員 そこで大臣にお伺いします。ただいま両局長のお話だと、結局これによって関連産業及び労働者に直接どのくらいの期間か、どのくらいの深さか、あなたの方はわからぬとおっしゃる。わからぬけれども期せずしてお二人とも相当の影響があることは、これは明らかな立場に立つてのお話であります。そういうことを今どうしても国内事情によってやらなければならぬものであるかどうか。先ほど言った目的の第一、つまり国内の事情でなくて国外の事情においてこれをやる、しかもその国外の事情についてはあなたが先ほどおっしゃったように、「歐米におけるかのような動きは、先方の誤解等に基くところも少くありませんから、わが国としてはその誤解等を解くことに努力することが必要であります。」ということを一番先に言っておるのであります。この一番最初に言うておられることについて、何もしないでそしでこそこそと自分のうちの中だけや

る。自分の方は悪くない、向うが悪いにかかわらず、向うの悪いことは二の次にしておいて、自分のうちのやらぬでもいいことをやって、そしてどういう犠牲が出るかもわからぬけれども、その犠牲についてはなすところなしといふ傾向を私は遺憾とせざるを得ないであります。この点については大臣はどう考えるかということが第一です。

それから第二番目は、今両局長がおっしゃるようなことをいたしたにいたしましても、倒産と解雇といふものはどうしても出るということについて、あなたおわかりになつてゐるゝだと思ふ。このどうしても出るといふ問題について、大臣はどうお考えでありますか。

日本の織維産業の性質上、海外への輸出ということが非常に重大な部分を占めておりますから、従つて海外輸出を振興する、あるいはこれをめらかににするということですが、この法案のねらいとなっております。しかし外国のためにやるのではなく、結局これは日本の織維産業の基盤をかたなくし、今後の輸出等におきましても故障のないようにしていきたいというのがねらいでありますから、ある意味におきましては輸出産業のためにやっていくと見えますし、同時に日本の織維産業そのものの基盤を強固にするという、両面があるわけであります。これは両面といいますけれども、同じことをさすものと私は思つております。

いうものにははずいぶん間違つたことがあります。これはそれぞれの機関を通じ、あるいは民間の動き、あるいは通産省等のものでも人をやりましたし、いろいろな機会あるごとに、またそのときさきに必要な方策は十分講じておるつもりであります。ただしこれは相手がまだいることになります。これはどこの国にあるのであります。これはどこの国といふのは、理屈があつてもなくて、直接に自分の商売が圧迫されるから押さるわけにはむろんいきませんから、これを漸次納得させるとか、運動をやりますので、そういうものをこれから押さるわけにはむろんいきませんから、これを漸次納得させるとか、納和するということには相当時間がかかります。ですから始終やつておりますけれども、ただ時間がかかるて十分な効果を今まで発揮することができないうことは事実であります。これはなはだ遺憾であります。なぜなら、ただ時間がかかるて十分な効果を今まで発揮することができないうことは事実であります。これはなはだ遺憾であります。なぜなら、先ほど申しましたように、その事実づけとしては何と申しましても日本のか織維製品が急激に発達し、急激に輸出がされている。その背景は何かといふと、日本の織維工業の設備が過剰ですぎるということでもう、海外の納得を得るためにやはりこちらも相当の努力をしなければならぬ。そこで今まで過当競争等につきましては、幾つかの商社等の関係法律もありますが、

競争が起らないよう、あるいは行政指導によりましてもうういうことをやつて参りましたが、これにはやはり設備の上にある程度の手をつけるといふことが必要であると考えて、この法案が出たわけであります。海外の日本品こつちの方で織維製品の設備を減らそうとしているわけでは絶対にないであります。

それからこれによつて関連産業等にいかなる影響があるかということは、先ほど局長等からお答えした通りであります。こういふ法案がなくて、平時におきましても織維産業あるいはこれに関連する機械産業といふものは、すいぶん景気の波のひどい産業でござります。従つてわれわれとしてはどうかして日本の織維産業あるいはそれに関連する機械産業等においてもそういう景気の波をできるだけ減らす、できるだけなくす、これは絶滅するということはなかなか容易でありますまいが、とにかく景気の波をなくして、みなが安心してその業務に従事ができるということが理想であります。この法案はそういうことにも寄与するものと私は考えておるわけであります。実際やつてみまして、そのときどきにいろいろの影響が現われてくる、これは予測しろと申しましても、数字的にはなかなか予測しにくいと思います。ですからこれは実際の事情に応じて、そのときどきに適切な方法を講していくといふことが、実際上の処置としては――これは初めから數字的にいろいろなことを申しましたところが、元來が波乱の比較的多い産業を相手にして居ること

とでありますから、なかなかそぞろの確なものをつかめと申しましてもつかみにくいであらう、これはつかめるものはないなかつかみにくいわけでありまんならむろんつかまないというのじやない、つかむだけの処置は各事務当局においてもしておりますが、正確なものにはなかなかつかみにくいわけでありますから、そこでそのとききに對して適切な処置をしていく。その大体は、先ほどから申しましたように資金等の更新等によつていわば平時よりも追加的な需要を機械等に起すということをやつていいこう、こういうわけであります。

ようになつてから、もう死にそうになつてから、何とか適切な措置をしますと今あなたが言つたつてだめではないか、一番明白なその問題についてどうするのだと言つて聞いておるのが第一であります。

○ 横石務大臣 先ほども申し上げましたように、それを的確に数字的につかめと言いましても、これは實際やつてみなければ、どういふ影響が現われるかということは實際は的確にあらかじめそつつかめるものではないと私は思うのであります。従つて先ほども申し上げましたように、実施の場合においてできるだけそついろ波乱が急激に起らないような実施上の考慮をしていくく。それから今の関連産業等についても、この間の議論産業の審議会においても、労働代替等を入れて十分労働者の方面からも審議をしてもらつたのあります。今後におきましても、労務者あるいは関連産業者の声が審議会等に現われるようにして、そしてそれらの各種の方面からの十分な検討をしつつ、この法案の実施をはかつていく、こういうことが私は一番適切だと思うのであります。

—

産しそうな企業に対しでは責任を持つ、首切りになりそうな労働者に対しでは責任を持つ、こういうふうに言えば、ますか、言つて下さい。それだつたら私は安心しません。

○石橋國務大臣

本に対しても責任を持
なりそな労働者に対し
へ、こういうふうに言え
下さい。それだつたら
じよう。

もさんざん大したる労作をやることになつて、すべてからざることですすから、そういう意味においては責任を持つと申せるのあります。それからさつき局長が言つたように、今の織維機械は少しあブノーマルなんです。非常なかけ込み増産といいますか、それがありまして、だから最近の非常な昼夜兼行で臨時工まで入れてやつておるといふ織維

いておりますと、これ
らの犠牲が出るかと、
としてはわからない模
しかしながらどういふ
これに對して責任を持
りますから、労働省
じ政府の一部門として
重性をもつてこの法案
ばならぬと私は存ず
その点について労働省
て生ずるであろう倒産
生する中小企業の紛糾
れるか、それについて
ます。

れに對してどのくろいことは実験機器であります。
実態があつても、
うお話では同
う非常な注意、慎
そめに對処しなけれ
ます。それによつて
また解題問題等
備を整えておら
伺いたいと思ひ

失業救済機関、失対事業あるいはただたまに御承知のように特別失対あるいは臨時就労等のことがありますので、これらをみな動員いたしまして万全の策を講じよう、こういうふうなことでただいま計画をいたしております。次第でござります。

○横山委員 何を一休次官は答えておられるのですか。そんなことは当然のことじゃありませんか。そんなことは今答弁を開かなくともそういう機関が政府機関であるといふぐらいのことはだれも知つておられます。かりにそういう機関を利用するにいたしましても、今大臣のお答えの趣旨によるな

おつしやつたように、通産省は大しかしことはないと思うといふけれども、少しの方としては相当考えておるといふなら、考えておるらしく、どのくらいの数が出ると見るか、機械メーカー会下の労働者はどのくらいであつて、これによつてどれくらいの倒産なりあるいは解雇が出て、どういうふうにこじあらの解決をしなければならぬかといふ点について、もう少し具体的になされなければならぬと思うのですが、一体労働省は、本法案に対して省議を開いてこの措置について協議したことがあつますか。

りますと、とりあえす私どもは、半年ないし一年はゼロにひとしい数字で、ほとんど注文はないだろう。織機のときこそういうふうでありましたので、おそらくそういう状態にならざるを得ないだらう、こう想像いたしますと、少くともその二十万のうちの八割くらいは、これは完全に失業をする。こういうふうな見通しを立てておるわけでござります。それからもう一つは、地域的にどうかということござりますが、私どもは大体先ほども説明がありましたがよう刈谷を中心とする地帶、それから名古屋、豊和工業の場合は、これは名古屋市から少し離れておるわけ

度において安定させるということ以外には実際はやりよはあるまいと思ひます。

○横山委員 大臣は今非常に重大なことをおっしゃいました。私が倒産及び解雇に対して責任を持つかと聞きましたら、あなたは政府の施策によってでききたことに対する責任を持つ。これはもう非常に重大なことでありますて、私は今大臣がおっしゃったことに對して各関係の次官あるいは局長から裏打ちをいただきたいのでありますから、そのつもりでこれから御答弁を願いたいのであります。

労働省にお伺いをいたしたいと思ひます。先ほどからの通産側の答弁を聞

りまするが、通産省におかれましては去る二月以来省議を開かれまして、これが対策としてたゞいまお話をありますしたように、あるいは老朽機械の更新であるとかあるいは輸出であるとか、いろいろ方面に力をいたされて、ます大した失業はないだろう、こういうふうなお話は伺っておりますが、労働省といたしましては、やはりこういう転換期には多少の離職者がることはやむを得ないだろう、これに対しましては、まず第一にわれわれの持つておるところの職業安定機関の強力な動員の力をいたし、またこれによつても十分にいかない部分は、御承知のように

○武蔵政府委員 横山さんの御質問に重ねてお答え申し上げます。その他想像以上の離職者が出て、なかなか解決に困難であるというような場合には、かつて石炭等におきまして行いましたように、各県あるいは中央に連絡協議会を置きましてこれに対処しようという陣立てをいたしております。

○横山委員 どうも質問のしようがなないといいうような気持であります。今この法案が審議の最後の段階になつておるのに、そのときに出ましたら職業安定所だ、失業救済機関だ、出たら石炭国管のように、連絡協議会だと暮らし、一体それでは労働省としても先ほど

も、種々問い合わせをいたしておるのでござりますが、先ほどから通産省の方から答弁がありましたように、ただいまのところでは、どの程度の失業者がどの地域に具体的に出るかということについては目下のところなかなかつかみにくいという状況なのでござります。

多少の意見があるとしたしましても
ただいまの答弁では、まるきり対策ど
ころではない、対策となる根拠の数字
すら全然御存じがないようであります。
す。そういうことではあなたが今後何
をやるといつても私どもは信用するわ
けには参らぬのであります。こういう
点についてあなたは概略なりともその
地域、その数字、それらについてはつ
かんでいなければうそでありましょ
う。その概略であろうとも、大体この
くらいの計算が出るだろり、それに対
してどういう具体的な措置をしなけれ
ばならぬかということをお考えになつ
ていなければ、何のために税金で給料
をとつておられるのかわからぬ。重ね
て、もう一ぺん答弁をわづらわしたい。

らば、そういう機関に対しして特別な措置をとるとあるいは離職者に対する特別な融資をやる、そういうふうな話をになつてしかるべきではないですか、今あなたの答弁なんかは何もしないといふのと同じぢやないですか、もう少し具体的に建設的に大臣の答弁の裏打ちを頼みたいと思います。

○武蔵政府委員 横山さんの御質問に重ねてお答え申し上げます。その他想像以上の離職者が出来たり、なかなかこれが解決に困難であるというような場合には、かつて石炭等におきまして行いましたように、各県あるいは中央に連絡協議会を置きましてこれに対処しようとという陣立てをいたしておりま

まして、関連産業の方に失業問題その他の相当影響が予想されるわけでござりますが、当然労働省としては協議をしております。それから通産省に対しましても、ただいま種々御質問がありますような点につきまして、どの程度の規模で、失業者がどの時期にどの地域に出るかということにつきまして、も、種々問い合わせをいたしておりますのでござりますが、先ほどから通産省の方から答弁がありましたように、ただいまのところでは、どの程度の失業者がどの地域に具体的に出来るかということについては目下のところなかなかつかみにくいという状況なのでござります。

ですが、大体名古屋市を中心としたその周辺、それから関西、それから北陸は石川が特に大きいのですが、石川を中心としたその周辺、こういろいろなところから相当数の失業者が出てる」と、関連産業を代表して言つておるのであります。かりに政府機関としてこの数に多少の意見があるといたしましても、ただいまの答弁では、まるきり対策どころではない、対策となる根拠の数字すら全然御存じがないようであります。そういうことではあなたが今後何をやるといつても私どもは信用するわけには参らぬのであります。こういう点についてあなたは概略なりともその地域、その数字、それらについてはつかんでいなければうそでありますよ

ではまことにおそまつだと思うのであります。この間商工委員会において参考人がずいぶん出てやつておりますが、そのうちの市長及び石垣参考人の公述を要約いたしますと、「現在では、下請の労働者も合せまして二十万くらいはあります。そこで二十九条の織機の例から考

う。その概略であろうとも、大体この
くらいの計算が出るだろり、それに対
してどういう具体的な措置をしなけれ
ばならぬかということはお考えになつ
ていなければ、何のために税金で給料
をとつておられるのかわからぬ。重ね
て、もう一ぺん答弁をわづらわしたい。

○ 渋谷説明員

大体この紡機メーカー

の集団的

に

おりま

す

地

域

はも

ち

らん

承

知

い

たし

てお

りま

す

る

か

と

う

ふう

に考

え

る

よ

う

ふう

に考

え

る

設備投資が、三十年度に比較いたしま
すと三十一年度はかなり大幅に伸びる
見込みであります。これも見込みであ
りますから、見込み通りにいくかいか
ぬかと言われば、これは見込みだと
言うほかはありませんが、ずいぶん伸
びる見込みであります。設備投資が行
われば、自然機械の需要もふえるわ
けであります。また輸出についても、
先ほど局長から申し上げたと思います
が、一時ずいぶん紡機の輸出がありま
した。それが一応マシンマムについて
停滯しておりましたが、最近はまた再
び紡機、織機類、染色機械類の輸出の
見込みが大分出て参りました。ですか
ら国内における設備投資と、それから
輸出がどれほど伸びるか、これも相当
伸びる見込みであります。それが的
確に幾ら幾ら伸びるというところまで
はなかなか申し上げかねるわけであり
ます。こういうわけで、私どもはぜひ
ともそぞういうマーケットを作つて、そ
うして失業者を出す前に追加需要をで
きるだけ起して、追加需要によつて関
連産業の仕事の減ることを防ぐ、失業
者の出ることを防ぐ、こういう方法を
極力やつていきたいと考えております。

ことでは、いたずらに貿易上の損失を生じるばかりでなく、海外のマーケットを必要以上に刺激して、いろいろの波乱を起して参ります。これをどうしても調整いたしまして、日本の織維産業といふものが安定するように対しては、先ほども申しましたように、できるだけの処置を講じつつ、かつまた急速に整備をいたして、それによつて波乱を大きくしないような処置を講じ、ついでにかく日本の織維産業といふものを早い機会に立て直す、そして安定した基盤の上にこれを持っていくことがぜひ必要だと思う。それにまつては、もちろん今度の法案だけできるとは考えません。なお中小企業等については、あるいは協同組合等の強化、あるいは設備の更新といふようなことに付いていろいろな方法を講じなければなりません。通商産業省としても、從来協同組合等の助成をいたして参りましたが、なお一つこれを強力にいたしたいと思っております。それから機械設備の更新については、数年来補助金を出して、府県と連合してやつております。これは府県によつては相当の効果を上げておりますが、その機械設備の更新の大部分は何かといふと、織維機械でございます。こういうふうわけで、そういういろいろの施策を通じて機械の需要ができるだけ増し、織維産業の基盤を強化する、こういうことをいたしたいと考えてこの法案を提出した次第であります。

○横山委員 まあ大臣の答弁それ自体としては私は了承するにござりますがではないのですが、しかしそれを裏打ちすべき先ほどからお伺いしておる手当の問題について、全く不十分である。大臣も今お話の中に、この点については予算面とか、あるいはまた失業救済とか、あるいは帰休制度とか、いろいろな面で、質疑応答の中でも明らかになつたように、きわめて不十分であるといふことは、あなたも御存じであろうと思います。今、ないしは本日まで行われております質疑応答をもつて、その政府の施策をもつてこの法案をやうとなさつておられるのでありますか、お伺いいたします。

○石橋國務大臣 先ほど申し上げましたように、とにかく纖維産業の安定、確立は相当急を要する、日本産業全体

のバランスというか、そういう点もまたありますし、また共通の部品等もあります。なかなか各種各様の機械機器がある面で、質疑応答の中で明らかになつたように、きわめて不十分であるといふことは、あなたも御存じであろうと思います。今、ないしは本日まで行われております質疑応答をもつて、その政府の施策をもつてこの法案をやうとなさつておられるのでありますか、お伺いいたします。

○石橋國務大臣 先ほど申し上げましたように、とにかく纖維産業の安定、確立は相当急を要する、日本産業全体

のバランスというか、そういう点もまたありますし、また共通の部品等もあります。なかなか各種各様の機械機器がある面で、質疑応答の中で明らかになつたように、きわめて不十分であるといふことは、あなたも御存じであろうと思います。今、ないしは本日まで行

われております質疑応答をもつて、その政府の施策をもつてこの法案をやうとなさつておられるのでありますか、お伺いいたします。

○横山委員 聞くところによりますと、またこの速記録を見ますと、それは単に通産省の一方的意見であつて、

大蔵省と交渉しておりますといつても、何もしていないような話を私は間接的に聞いておるのであります。この

法案にこれは関連もいたしますが、この耐用年数の問題は、その独自の問題

必要性は言われているところであります。

○渡邊政府委員 耐用年数につきましては、この問題はこの問題

ではなくして、この問題はこの問題

を払つて、あなたの方の答弁を聞いてあります。

○横山委員 大臣の明確なる御決心をお伺いしました。そこで

もの考証としては二十二年のものを十六年にすることを下詳細

六、七年に圧縮していただいたらどうか、こういうふうな考え方でおりますが、おおむね私ども

に検討中であります。おおむね私ども

も今お話の中に、この点については予算面とか、あるいはまた失業救済と

か、あるいは帰休制度とか、いろいろな面で、質疑応答の中でも明らかになつたように、きわめて不十分であるといふことは、あなたも御存じであろうと思ひます。今、ないしは本日まで行

われております質疑応答をもつて、その政府の施策をもつてこの法案をやうとなさつておられるのでありますか、お伺いいたします。

○横山委員 聞くところによりますと、またこの速記録を見ますと、それは単に通産省の一方的意見であつて、

大蔵省と交渉しておりますといつても、何もしていないような話を私は間接的に聞いておるのであります。この

法案にこれは関連もいたしますが、この耐用年数の問題は、その独自の問題

必要性は言われているところであります。

○渡邊政府委員 耐用年数につきましては、この問題はこの問題

を払つて、この問題はこの問題

ではなくして、この問題はこの問題

を払つて、あなたの方の答弁を聞いてあります。

○横山委員 大臣の明確なる御決心をお伺いしました。そこで

もの考証としては二十二年のものを十六年にすることを下詳細

六、七年に圧縮していただいたらどうか、こういうふうな考え方でおりますが、おおむね私ども

に検討中であります。おおむね私ども

も今お話の中に、この点については予算面とか、あるいはまた失業救済と

か、あるいは帰休制度とか、いろいろな面で、質疑応答の中でも明らかになつたように、きわめて不十分であるといふことは、あなたも御存じであろうと思ひます。今、ないしは本日まで行

われております質疑応答をもつて、その政府の施策をもつてこの法案をやうとなさつておられるのでありますか、お伺いいたします。

○横山委員 聞くところによりますと、またこの速記録を見ますと、それは単に通産省の一方的意見であつて、

大蔵省と交渉しておりますといつても、何もしていないような話を私は間接的に聞いておるのであります。この

法案にこれは関連もいたしますが、この耐用年数の問題は、その独自の問題

必要性は言われているところであります。

○渡邊政府委員 耐用年数につきましては、この問題はこの問題

を払つて、この問題はこの問題

ではなくして、この問題はこの問題

を払つて、あなたの方の答弁を聞いてあります。

○横山委員 大臣の明確なる御決心をお伺いしました。そこで

もの考証としては二十二年のものを十六年にすることを下詳細

六、七年に圧縮していただいたらどうか、こういうふうな考え方でおりますが、おおむね私ども

に検討中であります。おおむね私ども

も今お話の中に、この点については予算面とか、あるいはまた失業救済と

か、あるいは帰休制度とか、いろいろな面で、質疑応答の中でも明らかになつたように、きわめて不十分であるといふことは、あなたも御存じであろうと思ひます。今、ないしは本日まで行

われております質疑応答をもつて、その政府の施策をもつてこの法案をやうとなさつておられるのでありますか、お伺いいたします。

○横山委員 聞くところによりますと、またこの速記録を見ますと、それは単に通産省の一方的意見であつて、

大蔵省と交渉しておりますといつても、何もしていないような話を私は間接的に聞いておるのであります。この

法案にこれは関連もいたしますが、この耐用年数の問題は、その独自の問題

必要性は言われているところであります。

○渡邊政府委員 耐用年数につきましては、この問題はこの問題

を払つて、この問題はこの問題

ではなくして、この問題はこの問題

を払つて、あなたの方の答弁を聞いてあります。

○横山委員 大臣の明確なる御決心をお伺いしました。そこで

もの考証としては二十二年のものを十六年にすることを下詳細

六、七年に圧縮していただいたらどうか、こういうふうな考え方でおりますが、おおむね私ども

に検討中であります。おおむね私ども

も今お話の中に、この点については予算面とか、あるいはまた失業救済と

か、あるいは帰休制度とか、いろいろな面で、質疑応答の中でも明らかになつたように、きわめて不十分であるといふことは、あなたも御存じであろうと思ひます。今、ないしは本日まで行

われております質疑応答をもつて、その政府の施策をもつてこの法案をやうとなさつておられるのでありますか、お伺いいたします。

○横山委員 聞くところによりますと、またこの速記録を見ますと、それは単に通産省の一方的意見であつて、

大蔵省と交渉しておりますといつても、何もしていないような話を私は間接的に聞いておのであります。この

法案にこれは関連もいたしますが、この耐用年数の問題は、その独自の問題

必要性は言われているところであります。

○渡邊政府委員 耐用年数の問題は、

各業種に非常に広範に影響する問題で

ござりますし、従いましてその全体について見直す問題が一つございます。

それから現在問題になつておるこの法

案に関連しての問題、これはそれ自身

としていろいろな問題をはらんでいると思ひます。

それから私の質問を打ち切ることにいた

しましますが、今の主税局長のお話と通産

施行政を円滑にやつていきたい、そうち

た通産側のお気持は、われわれの方としましてもできるだけその方向で考え

いてきたいと思いますが、ただ耐用年

数を圧縮をしたいという希望的な意見

だけでは、これは絵にかいたほともち

んでいるのだ、検討しているにすぎな

であります。だから私はよけいに注意

を払つて、あなたの方の答弁を聞いてあります。

○横山委員 確かにこれは専門的な問

題で、しかも相当大きな問題であります

から、だからあなたの方で簡単に耐用年数

を圧縮をしたいといふ希望的な意見

としては、この機械の耐用年数をどの

くらい圧縮をしたいと考えておられる

のであるか、その具体的なあなたの意

見を一つ述べてほし。

○小室政府委員 機械の耐用年数は、

繊維機械のみならず、各種の機械の横

第一類第九号(附属の七)

商工委員会大蔵委員会社会労働委員会連合審査会議録第一号 昭和三十一年五月十八日

一三

がとられておるわけであります。私は
あくまでこの貿易面、国際的な面につ
いては、一は海外との関連において、
一は国内において過当競争を防遏する
立場において、既存の法律、そして多
くの産業がひとしく受けておるその法
律の範囲においてさらにも足らざるとこ
ろを補うところの措置がとるべきで
あると私は考えます。これが一つであ
ります。少くとも今国民が、あらゆる
経済人が輸出振興のために一生懸命に
努力をいたしておりますときに、伸び
過ぎて相手のごきげんが悪くなつたか
ら、一つ輸出をもう少し減らすためにと
いうような施策が、あなたの政策の中
のただの一角にでも現われるといふと思
うのではあります。だからこういうよう
な表現については、十分あなたが意を
用いられて、いやしくも輸出削減のた
めにこういう政策をとるといふようない
印象を国民に与えるかのことときこと
は、私は歴にこれを慎まなければなら
ぬと考えます。わけて今のあなたの
御答弁によりますと、どこにウエート
があるといふわけではないが、本来の
立場をいうならば、これは織維産業そ
のものの根底を安定させるところに重
点があるのであって、当面しておるそら
うに正直に初めからうたい出していか
なければなりません。私どもがこの問題
において民間から、あるいは労働団体か
ら、あるいは機械産業のメーカー等から
いろいろと陳情を受けまして、その陳情

にこなえて、ときには大蔵大臣に、ときには労働大臣にその陳情のあつせんをいたしております。そういうときに大臣たちは、あなたの閣議においてそれらのいろいろな説明が非常に印象深くそれらの大臣の脳裏に刻みつけられておる。すなわちこれは対米関係において、あるいは歐州関係においてそれらの法律上の秩序を調整していくことのために必要欠くべからざる法律として、国内的にはずいぶん問題もある法律ではあるが、しかし国際的に、特に対米関係においてこの法律上の措置がとられるのでなければ、その前途に非常に不安なものがあるといふよろな事柄が、それらの人々に印象づけられて、ならば閣議はこれを了承しよう。またわが国際的な問題優先という立場から、国内においていろいろなそういう渋滞が生ずることありとしても、これはやむを得ず忍ぶべきではないかと、いうようなふうに取られておるのであります。だから私はこういふような提案理由の説明といふものは、むしろカンシングであると思う。私は、悪くいながら、これはトラの威をかるギツネといふようなものであつて、アメリカが怒つておる、そして今後対米関係が悪くなるから、一つわが国の織維産業が自肅しなければならぬということがうたわれている。これはだれが読んだって字の通りですから、その印象を受けざるを得ないです。実際がどうでないならば、私はこういふような表現をとるべきではなくして、基幹産業としてのこの織維産業の基礎を確立するとのために、この法律が必要なんだ。なお従属的な関係として、国際的にこんな現象も調整し得る面があるといふよ

ふうにぶたい直まなければ、これはするでアメリカの威をかりてはいるものだと思ふ。私は、政策マンとしてあなたは相当胆力のある人だと思われるけれども、このよなインチキな表現をもって国民の目をたぶらかすべきではないと思う。私も、政策マンとしてあなたは相当胆力のある人だと思われるけれども、あなたの人柄に対しては何となく敬意を表しておる者が、少しくらいは法律を出すべきではない。私はまず冒頭にこのことを警告しておきたい。

さらに私がお伺いいたしたいのは、生産が急増した、これがいろいろな過当商品をはくための過当競争の原因になつておると言われておりますが、だとするならば、これは輸出の面にむかっておる役務賠償もありましょら。あるいは関連して近くはインドネシアとの賠償問題もあるまいしょらし、フィリピンに対する服務賠償もありましょら。あるいは、いろいろなところに日本製の織維製品を適当に振り向けていくという道も建設されておるのであらうし、さらにつきあうような賠償解決からくるとの、これは高橋さんをもつて言わしむれば、この段階を通じて正常貿易の躍進の道もあると言われておる。私はこの生産の急増と、それからアメリカあるいはヨーロッパ諸国のいろいろの関税障壁、こういうよな問題があるならば、その面をやはり、新販路の開拓す

か、当面しておるところの賠償の役目などと関連させて、これを消化することこそは、通産大臣たるあなたの責めでなければならぬ。われわれはしきりとではありますけれども、概念的に数量の消化は、これらの政策を有機的に関連させることによって必ずしも不可能ではないと私は考える。こういふような問題について大臣ほどのようく検討をされたのであるか、一つお伺いしたいと思います。

○石橋國務大臣 表現の仕方についての御批判は承わっておきます。しかしがちつからくのお言葉ですけれども、ことは決してアメリカあたりが日本の織維産品の輸出に対して処置してきたから、これに對して向うのこきげんを伺うためといふような意味は毛頭持ておられません。これはどうしても日本の織維産業そのものを——そうでなくとも、これは日本の織維産業を過当競争に陥れ、これはアメリカだけではない、いかでもいろいろ問題を起しておる。外に行つて、日本の製品の出るところに行きますと、必ず苦情を聞くといふようなありますので、どうしていわゆる過当競争と、いふよなことに、よつて実際に日本の貿易上に損害をきたし、またつまらない批评を受けるのがいかがでありましたか、表現の仕方が、

が悪かつたとすれば相済みませんが、とにかく氣持は決して海外諸国に対する慰撫策あるいは申しわけといふようなことのためにこんな法案を考えたのではございませんことを、どうぞ了承願いたい。

それから私は、過当競争になるよな産業状態でありましては、いかなる場合でもよろしくないと思います。やら、やはりその点において日本の織産業といふものは相当の整理を行つた必要があると考えます。そしてこれはがて日本の貿易を大いに伸ばす一つ大きいなる方法だと考えております。してこれによつて日本の輸出を減らうというようなことは夢にも——今日君のお言葉で初めてそういう御批もあり得るかと思つたわけでございまして、夢にもそういうことは考へたことがないのです。現に織維品の輸出ふえつつありますし、また今後もふえ思ひます。また今後産業自身が分整備されれば一そらふえる機会をやるものだと考えてやつておるのであります。むろん貿易の拡大といふことに反対する気持もないし、この法はそれをねらつておるわけではござません。

○春日委員 限られた時間でありますからお互いに言葉じりをどううとはいませんけれども、提案理由の説明中にわが國織維産業の輸出数量が急増した、そこで国際的批判がきわめてく、この国際的な批判にこたえるためにかくかくの措置をとる、こういう合に言つている。急増したのが悪いら急増しないようにはどううならば減すようにせざるを得ない。読んで字通りの解釈はそこに落ちつかざるを

防ぐための措置にこれがなっておるんだから、現実にはやはり輸出数量が相当減つてこなければ、アメリカのごときげんもヨーロッパのごときげんも直らなければならぬ。だからそういうよくな政策が果し得てわが国の貿易政策として適切妥当なものであるかどうか。これはそうしなければ何ともしようがない形になるといふならば別であるけれども、もう少し他の方法を——ただいま申し上げましたような役務と賠償との関係、新販路開拓、特にあなたの所管であります大陸貿易など、あるいは河野農相によつて日ソの国父回復の門口も最近開かれるかも知れないというよくな段階においては、私は織維産業の販路の配慮をして、一つは賠償、次は新販路、特に日中貿易、日ソ貿易こういう方向へ向けることによつて私は別の方策をこちらしていくべきじゃないかと考えておりますのであります。こういう方面に対する検討はいかがされましたか、この点を一つ伺つておきたいと思います。

おおむね政府の案として草案が固まつたとおぼしきころ、すなわち本年一月における大阪三品の綿糸相場は、ボンド百九十二円二十銭、ところが本日におきましては二百十五円五十銭、これは相當に上つてゐる。それから名古屋現物について申しますと、毛糸については一月は千円であったものが今によつては千百五円、現物の綿糸は、大阪において二十番手で一月六日では七五百円、八万九千五百円、こういら工合に相当大幅な足取りで値上がりをしてきておる。そこで私が特に大臣に伺いたいことは、この法律の制定を特に必要とする理由は、長期かつ継続的に業界が非常に不況であったことだからである。そこで私もかくにもこれをやろうといふことで考へられたんだが、その当時の相場と現在の相場を比べるとだんだんがら、と上つてきておる。そしてまた急速にこれが下るというよくな情勢もありません。経済は現実の問題でありますから、現実の客觀情勢、背景が、あつわけなんです。そこであなた方が一目と變ってきており、織維産業の現状は、いんしん産業とは言えないであります。とも、大いに情勢が緩和されておるわけなんです。そこであなた方が一目のところに作ったこの法律案を現客觀情勢、現実的な背景に照らして相当修正しなければならぬよくな面がありはしないか、こういうような問題についてかれこれ比較検討されたことがあるかどうか、この点について一つ御答弁を願いたいと存じます。

そういうお話をのような時期にできましたが、これは不況対策としての法案ではなくてはございません。日本の繊維産業そのものの機構、むしろ体質を強化する、こういう法案でありますから、その面から見まして、たとえば景気の動きによりましてこれからのあるいは筋機、その他の設備のたな上げとか、廃業といふものについて、実際に需要があるという見込みがあればある程度の変化はあるかもしれませんけれども、法案そのものには変化はありません。

○春日委員 そういたしますと、これは明らかに不況対策ではなくして、需要と供給の調整をはかるため、計画経済に向つていくための案であり、そういうような施策を通じて大いに安定せしめようということでありました。これはもとよりわが党が提唱いたしておりますする計画経済とたまたま軌道を一にするものであつて、この基本的な理念については私どもは何らの異論のないところであります。けれども私がこの際申し上げたいことは、現在の日本における経済秩序は自由にして公正なる競争、これを基としての独占禁止法、これが根幹になつて日本の経済秩序は守られておると思うのでござります。そこでそういうような基盤の中においてただ一つの繊維産業だけを計画経済にしていくて、そうしてこれだけを安定して、他の産業といらものがそれによつて大きくしわ寄せを受け、いろいろな混乱、崩壊、危機にさらされて、それで全体的の日本の經濟秩序が保ち得るかどうか、高度の國家經濟の立場においてそれが適切なことであるかどうか、この点について

ばならぬと思ひます。私の申し述べることは、こういふような方式はいかんとおもふべきであります。わが国の経済行政の歴史の中では、戦争中に東条内閣の閣僚であります岸信介君が商工大臣としてあの国を統制をすつとしたのであるが、あつたとき一切の経済現象に對してその統制機構を加えて、それで一応の政治的權衡といふものがはかられたと申します。現在どんな産業だらうと、百屋さんだらうと、けた屋さんだらうと、新增設、新規開店を禁止されればその産業は安定することはさぞありますよ。あなたのところにもさういふん陳情がいつておるだらうと思ふが、陶磁器産業なども輸出産業として大きな国際的関連を持つ産業ですが、これなども新增設を規制して、そなうして製作を抑制していけば、その産業は現実の問題として当然安定する。國民は法律の前で平等であるという立場において纖維産業だけがこういう立場に置いてあるうし、ベニヤ産業もあり、陶磁器産業あり、幾らもある。そういうものが、おれたちは法律の前に平等でなければならぬから、おれたちに對していふべきはそれを受けるということならば、他の貿易産業もいろいろありますよ、ミシン産業もあるうし、ベニヤ産業もあり、陶磁器産業あり、幾らもある。そういうのを抑制してくれ、そして安売りに付く国外の非難をこれによつて緩和してくれ、内部的には国内における産業の基礎を固めてくれといつてあなたに付いたのところに書つてきたり、あなたがそれを受けた行政措置をとりますか。もしとらないことならば、これは纖維業者のみに對する特別の因

これを許さないでありますよ。私があなたに申し上げたいことは、日本の經濟諸立法の基をなす憲法である、この憲法の上に立たれておるときには、法律のアーローアンスというものはおのずから限界があります。たとえば安定法とか、あるいはまた輸出組合法などか、いろいろな調整機関があつて、他の産業はその法律の範囲内においてそれぞれ苦しみ、それぞれ問題の解決をはかりつつある。ひとり織維産業だけに、かくのごとき單独立法によつて格別の恩典を与えるといふことは、これは将来同様の立場にある他の産業に影響するところ甚大であると思うが、これらの関連産業から同様な申請、陳情が行われた場合、大臣はこれに対しても何様の応待をするのであるか、この点を一つ伺つておきたいと思います。

において一つ増設しようと思ったとき、この法律の規制を受けて、もしか、まずその点をお伺いたしたいとの織維関係の生産業、織維機械業が衰減してしまってなくなってしまったとき、それは実に重大なことだと思ひ、また、外国においてはどんどんと日進月歩の機械が作られていき、新しい需要によつてそれぞれの生産量の維持がされておるとき、次々とこれによつて大きな衝撃を受けたところの織維機械産業の諸君が、あるものは転業し、廢業して、そらしてわずかな生産量しかなくなつてしまつて、五年後にフリーランドになつたときに、この織維機械の産業自体がほとんど衰滅して、あるいは非常な低位に衰亡してしまつて、こういうようなことになつては大へんなことだと思われる。だから私が本審査会において、いろいろなわが党の強い要望的な質問をしておるにもかかわらず、政府の方はてんとしてその必要な要綱を法律措置の中に加えようとはしていよいよであるが、だとするならば、この際どうしてもなさなければならぬことが一つあると思うのです。この法案を成立せしめることのためには、どうしても同時に行わなければならぬことがあると思う。それは、いかなるものもはんてんの生産業をささえるものは織維機械産業でありまじから、織維産業といらものが大事で、これを安定させなければならぬと私は思うが、その上りさえすればそれでも私は了承しならば、同じようなボリュームを持つ織維機械産業も安定されなければならぬので、織維機械産業安定に関する同様の法律を考えられなければならぬと私は思うが、このことをあえて考

えなかつたところの理由は何である

あります。

○石橋國務大臣 御心配ありがとうございます。先ほどからもしばしば申

し上げますように、もしお話のように、新しい需要によつてそれぞれの生産量の維持がされておるとき、次々とこれによつて大きな衝撃を受けたところの織

維機械産業が五年後において全部衰

減してしまつようになりますから、むろんさ

かのように考へております。(春日委員)

「どういう方法でやりますか」と呼ぶ

それは、先ほどから申しましたよ

うに、まずできるだけ更新速度を早くさ

せて機械の更新をするということであ

ります。あるいはまた海外への輸出を

促進する、こういうことあります。

とだと思ひます。

○春日委員 それで、これと同じよう

な形態を持つところの、織維産業をさ

さえるところの基礎が織維機械産業で

ある。それだけできさえられているわ

けではないが、これは重要な要素であ

ります。従つて、織維機械産業は同様

の法律形態をもつてこれが安定が策さ

れなければならないとは思ひが、そのこ

とがなし得ずして本日至つた。そこで

大臣の抱負としては、これは設備更新

を促進する行政措置を講ずるといふこ

とでやつていただきたいということである

ことができると思う。そこで、あなたの言わ

上りさえすればそれでも私は了承

しならば、同じようなボリュームを持

つ織維機械産業も安定されなければな

らないので、織維機械産業安定に関す

る同様の法律が考えられなければなら

ぬと私は思うが、このことをあえて考

し願いたいと存じます。

ぬと私は思うが、このことをあえて考

えなかつたところの理由は何である

あります。

○石橋國務大臣 御心配ありがとうございます。先ほどからもしばしば申

し上げますように、もしお話のように、

新その他によつて織維機械工業をもつ

と発達するよう指導していくとい

うことありますから、むろんさ

かのように考へております。(春日委員)

「どういう方法でやりますか」と呼ぶ

それは、先ほどから申しましたよ

うに考へて、それをやるつもりでおり

ます。

○春日委員 それで、これと同じよう

な形態を持つところの、織維産業をさ

さえるところの基礎が織維機械産業で

ある。それだけできさえられているわ

けではないが、これは重要な要素であ

ります。従つて、織維機械産業は同様

の法律形態をもつてこれが安定が策さ

れなければならないとは思ひが、そのこ

とがなし得ずして本日至つた。そこで

大臣の抱負としては、これは設備更新

を促進する行政措置を講ずるといふこ

とでやつていただきたいということである

ことができると思う。そこで、あなたの言わ

上りさえすればそれでも私は了承

しならば、同じようなボリュームを持

つ織維機械産業も安定されなければな

らないので、織維機械産業安定に関す

る同様の法律が考えられなければなら

ぬと私は思うが、このことをあえて考

し願いたいと存じます。

ぬと私は思うが、このことをあえて考

えなかつたところの理由は何である

あります。

○石橋國務大臣 御心配ありがとうございます。先ほどからもしばしば申

し上げますように、もしお話のように、

新その他によつて織維機械工業をもつ

と発達するよう指導していくとい

うことありますから、むろんさ

かのように考へております。(春日委員)

「どういう方法でやりますか」と呼ぶ

それは、先ほどから申しましたよ

うに考へて、それをやるつもりでおり

ます。

○春日委員 それで、これと同じよう

な形態を持つところの、織維産業をさ

さえるところの基礎が織維機械産業で

ある。それだけできさえれているわ

けではないが、これは重要な要素であ

ります。従つて、織維機械産業は同様

の法律形態をもつてこれが安定が策さ

れなければならないとは思ひが、そのこ

とがなし得ずして本日至つた。そこで

大臣の抱負としては、これは設備更新

を促進する行政措置を講ずるといふこ

とでやつていただきたいということである

ことができると思う。そこで、あなたの言わ

上りさえすればそれでも私は了承

しならば、同じようなボリュームを持

つ織維機械産業も安定されなければな

らないので、織維機械産業安定に関す

る同様の法律が考えられなければなら

ぬと私は思うが、このことをあえて考

し願いたいと存じます。

ぬと私は思うが、このことをあえて考

えなかつたところの理由は何である

あります。

○石橋國務大臣 御心配ありがとうございます。先ほどからもしばしば申

し上げますように、もしお話のように、

新その他によつて織維機械工業をもつ

と発達するよう指導していくとい

うことありますから、むろんさ

かのように考へております。(春日委員)

「どういう方法でやりますか」と呼ぶ

それは、先ほどから申しましたよ

うに考へて、それをやるつもりでおり

ます。

○春日委員 それで、これと同じよう

な形態を持つところの、織維産業をさ

さえるところの基礎が織維機械産業で

ある。それだけできさえれているわ

けではないが、これは重要な要素であ

ります。従つて、織維機械産業は同様

の法律形態をもつてこれが安定が策さ

れなければならないとは思ひが、そのこ

とがなし得ずして本日至つた。そこで

大臣の抱負としては、これは設備更新

を促進する行政措置を講ずるといふこ

とでやつていただきたいということである

ことができると思う。そこで、あなたの言わ

上りさえすればそれでも私は了承

しならば、同じようなボリュームを持

つ織維機械産業も安定されなければな

らないので、織維機械産業安定に関す

る同様の法律が考えられなければなら

ぬと私は思うが、このことをあえて考

し願いたいと存じます。

ぬと私は思うが、このことをあえて考

えなかつたところの理由は何である

あります。

○石橋國務大臣 御心配ありがとうございます。先ほどからもしばしば申

し上げますように、もしお話のように、

新その他によつて織維機械工業をもつ

と発達するよう指導していくとい

うことありますから、むろんさ

かのように考へております。(春日委員)

「どういう方法でやりますか」と呼ぶ

それは、先ほどから申しましたよ

うに考へて、それをやるつもりでおり

ます。

○春日委員 それで、これと同じよう

な形態を持つところの、織維産業をさ

さえるところの基礎が織維機械産業で

ある。それだけできさえれているわ

けではないが、これは重要な要素であ

ります。従つて、織維機械産業は同様

の法律形態をもつてこれが安定が策さ

れなければならないとは思ひが、そのこ

とがなし得ずして本日至つた。そこで

大臣の抱負としては、これは設備更新

を促進する行政措置を講ずるといふこ

とでやつていただきたいということである

ことができると思う。そこで、あなたの言わ

上りさえすればそれでも私は了承

しならば、同じようなボリュームを持

つ織維機械産業も安定されなければな

らないので、織維機械産業安定に関す

る同様の法律が考えられなければなら

ぬと私は思うが、このことをあえて考

し願いたいと存じます。

ぬと私は思うが、このことをあえて考

えなかつたところの理由は何である

あります。

○石橋國務大臣 御心配ありがとうございます。先ほどからもしばしば申

し上げますように、もしお話のように、

新その他によつて織維機械工業をもつ

と発達するよう指導していくとい

うことありますから、むろんさ

かのように考へております。(春日委員)

「どういう方法でやりますか」と呼ぶ

それは、先ほどから申しましたよ

うに考へて、それをやるつもりでおり

ます。

○春日委員 それで、これと同じよう

な形態を持つところの、織維産業をさ

さえるところの基礎が織維機械産業で

ある。それだけできさえれているわ

けではないが、これは重要な要素であ

ります。従つて、織維機械産業は同様

の法律形態をもつてこれが安定が策さ

れなければならないとは思ひが、そのこ

とがなし得ずして本日至つた。そこで

大臣の抱負としては、これは設備更新

を促進する行政措置を講ずるといふこ

とでやつていただきたいということである

ことができると思う。そこで、あなたの言わ

上りさえすればそれでも私は了承

しならば、同じようなボリュームを持

つ織維機械産業も安定されなければな

らないので、織維機械産業安定に関す

る同様の法律が考えられなければなら

ぬと私は思うが、このことをあえて考

し願いたいと存じます。

ぬと私は思うが、このことをあえて考

えなかつたところの理由は何である

あります。

○石橋國務大臣 御心配ありがとうございます。先ほどからもしばしば申

し上げますように、もしお話のように、

新その他によつて織維機械工業をもつ

と発達するよう指導していくとい

うことありますから、むろんさ

かのように考へております。(春日委員)

「どういう方法でやりますか」と呼ぶ

それは、先ほどから申しましたよ

うに考へて、それをやるつもりでおり

ます。

○春日委員 それで、これと同じよう

な形態を持つところの、織維産業をさ

さえるところの基礎が織維機械産業で

ある。それだけできさえれているわ

けではないが、これは重要な要素であ

ります。従つて、織維機械産業は同様

の法律形態をもつてこれが安定が策さ

れなければならないとは思ひが、そのこ

とがなし得ずして本日至つた。そこで

大臣の抱負としては、これは設備更新

を促進する行政措置を講ずるといふこ

とでやつていただきたいということである

ことができると思う。そこで、あなたの言わ

上りさえすればそれでも私は了承

しならば、同じようなボリュームを持

つ織維機械産業も安定されなければな

らないので、織維機械産業安定に関す

の最も必要とする時期に更新需要が集まる中する、この行政的な指導であります。が、これはいろいろな手段があると思いますが、そういう手段を動員して紡績業者を説得していくたいと思います。紡績業者自身の方もそぞういうような協力をしたいというような考え方でおられます。

○春日委員 それでは今大臣が答われたように、繊維工業の設備の更新を促

注文を刺激するよな行政措置ということは、具体的には一体何をされるのですか。私どもはこの際そういうような過剰のものを買上げることもそうだが、しかしその陳腐化しておるもの、それに今織維局長の答弁によりますと、企業家が買いたいと思えば買えるように、買いたくなればしかたがないから、強制的な措置をとらないといふのであるならば、今まで通りのことであつて、何にも事新しいことはない。すなわちこの法律によつて犠牲を受ける機械メーカーに對して何らのフェーバーは及ばないじやありませんか。私の申し上げるのはこの法律に従属して、自然的に機械メーカーがいろいろな被害を受けてくる、しわ寄せを受けてくる。だから少しでもいろいろな面を通じて、この問題の解決をはかるための一つの具体的な方策として、その陳腐化しておるところの機械を更新せしめる。更新せしめるためには政府がこれを買上げるとか、あるいはその一部の代金を政府が補償するとか、何らかの財政措置を講ずることによって一部緩和される面がある

〇春日委員 この説明によりますと、設備の売却を希望する事業者のために、過剰設備の調整組合連合会その他適当なる民間機関においてその買い上げを行ふ必要があると思われる。その場合買い上げに要する資金は、原則として残存設備からの分担金でまかなうものとするが、しかし織物業のごとく、中小企業者が大部分である種類については、業界だけでこれを負担するることは困難、よつて政府としてはその設備処理に必要な経費の一部を補助するため、本年度予算案に一億二千万円計上しておる。こういう工合に述べられております。そこで問題は、この法律案が国会に上程されるときには、機械業者が、こんなにも困った結果にならざつと合せて話し合いをされたことがあるかどうか。織維業者は十分検討されたであろうが、機械業者に事ほど度陳腐化機械の更新といらうなことを強制する方法がないかということは、事務的にはただいま検討しておりますが、できるだけあらゆる方法によつてこれをやつていくということ以外には実際はないと思います。

と思う。一億二千万円というこの額は、ただいま申し上げました陳腐化機械の更新を特に強制するような行政措置をおとりになるとるならば、そのような場合にも当然考えられなければならないでありますし、ようけれども、相当額予備費その他の中からこれを一つふやすことによつて、その効果をおさめる。よつてもつてこの機械メーカーたちの陳情にこたえていく、彼らの困難を救済していく、こういいうような方法をおとりになる意図はありませんか。またそんな可能性はありませんか。一つこの点をお伺いいたしたい。

○石橋国務大臣 機械メーカーの前途につきましては、先ほどからもいろいろ問答がありましてお答えしてあるのであります。紡績あるいは織機等については輸出もござります。そういう面でも相当の救済が——実際これはマーケットさえあればいいのであります。需要を起さなければならぬのでありますから、需要を起す道は極力やりますし、また本年度の見通しとしては、相当内外の需要はふえるのではないかという見込みであります。

それから一億二千万円は立案当時はこれで一応やれるということで計上し

を更新いたしまする場合においては、特別に政府からこれに対し助成金を与える等の措置によつて機械メーカーに対する需要を一つ刺激していただきための行政措置をとらねたい。これは業界からの強い要望もあるし、またこのことによつて相当の効果を上げ得ることを考えますので、この点をさらになにか検討あらんことを強く要望いたしました。

次に、今までいろいろ伺つて参りました範囲内におきましては、結局腹が減つておつた人が飯を食つたら腹がふくれた、平常状態になつたといふ解決点はない、はなはだ困った法律を思いつかれたものであります。けれども今から何としてもこれは仕方がない、与党はこれを多数で押し切ろうとしておる様子でもありますから、あらゆる施策をこらしてこの害つたしわを救済していくかなければならぬと思いますが、結局最後は今申し上げましたようにこれは間接的な効果しか上らないのではあります、が、税法上の優遇措置に落ちついてくるのではないかと思われますので、こういふような問題については

昧においてぜひ一つお伺いいたしたいのです。されど、これは現在法
人税法等でずっと規定もされており、
租税特別措置法でもずっと規定されています。
私どもの検討した範囲内で
は、政府にその意思が決定しさえすれば、法律措置を講ずることなくして、大
蔵省令といふようなものの、いわゆる
委任事項の範囲内において同様の効果
を上げ得る措置がとられると考えます
するが、かりに通産大臣、大蔵大臣が話
されてどうしてもさうした方向で問題
の解決をはからうといふ決定が行われ
さえすれば、法律の修正によらずして
政令でそういう効果を上げることがで
きるかどうか、この点について渡邊局
長から御答弁を願いたいと思います。

○石橋国務大臣 ただ財政資金だけを
出して効果があるものでもないと思いま
す。そこで更新いたします場合も、
言うまでもなく、陳腐化しておる機械
から最初に更新するという方針をとつ
て指導していくのであります。なおそ
ど思ひうるのだが、そういうような方策を
とられる意思はないか、この際一つお
伺いいたします。

さよならな衝撃を与えた、そのような大きな困惑を彼らに与えるとはお考えにならなかつたのではないかと思うのです。そういう意味合いから、ここにわざか一億二千万円の財政措置がとられておりますけれども、この金額は、その後におけるいろいろな陳情またその後いろいろと検討されたところに従つて私は相当実情に即してぶや

たわけであります。これはむろん政府の全体の財政の上から見合わなければなりませんけれども、もしこんど必要な場合にはもちろん考慮の余地はあると思います。

○春日委員 結局これを対象とすると、このこの項目における資金をふやしていただくということは当然考えていいただかなければなりませんが、特に私は現在税法の中におきまして普通償却、特別償却、これはいろいろな法律が設けられてそれぞれの措置が講じられておりますが、われわれの検討した範囲内では、設備更新を一番大きく刺激する有効な方策といたしましては、やはり税法上の特別償却、耐用年数に対する特別の措置ということであらうと考えます。そこで私は渡邊主税局長に、

制度、たゞそれはそれを日本産業の再建といったよろ一応の目途を持つものでございまして、それが今話題になつております問題にまともに該当するかどうかといふ点についてはさらには検討する余地があつらといふうに思つております。

○春日委員 小室局長にお尋ねをいたしましたが、この織維工業設備臨時措置法案によつて登録される織維機械の中で、すでに今申されまつたいろいろな法律の関係において特別償却を認められております機械といふものは一体何種類くらいあるか、これを一つ御答弁願いたい。

○小室政府委員 ただいま主税局長から申されたように、わが国の経済再建上効果、織維関係の機械のうちで、特に合理化上必要である機械ということでおるいは五割増し償却が認められておるわけあります。これでは染色加工設備の一部がその対象になつておりますが、紡績機械自体ではきわめて少いだらうと想像します。

○春日委員 私どもの調査が最終的な、有権的なものであるかは別といたしまして、これは通産省の原局は一体どんな状態になつておるかぐらいいの的確な資料はとつておいてもらわなければならぬ。現在日本経済の再建に資する指定機械、の中には織維機械が二十八種類で約百品目、合理化促進法の規定による指定事業用機械、これが織維機械が四種類で三十一品目、それから共同事業用指定機械の三年間五割増し特別償却、これらの織維機械は二十種類で約百六十品目がされておるけれども、この法律によつて登録される機械の中で特別償却を認められておるもの

のは、リング精紡機、それからミュー
ル精紡機、織物輻出し機、これらが共
同事業用指定機械といふものに該當さ
れておるのにすぎないので、ほとんど
そのフェーバーは現在受けられないわ
けなんです。従つてこの法律を適用し
て、政令でこの一、二、三の項目の中

に該當機械が加えられさえすれば、私
は相当の効果が上のではないかと思
う。特にまた社内に留保されたところ
の、それらの損金算入蓄積資金が、ひも
つきでもつて、その設備更新の場合に
のみこれが活用できるという特別の政
令の規制を加えていきさえすれば、あ
るいは法律の作業として困難な面はあ
るかもしだれないので、そういうよ
うな操作をすることによつてすなわち
単独の織維機械安定法もできない、あ
るいは的確なる行政措置も、すでに予
算が通つてしまつた現在間に合わない
といふことであるならば、この措置だ
けが残されておるので、そしてこの措
置は、幸いに法律事項でない政令事
項としてその目的が果し得る、こうい
うことであるならば——一つ大臣は特
にそういう方面に理解も深いと思うの
だが、特に織維機械産業地帯において
は、これは大きなセンセーション、ほ
んとうにパニック寸前を思わせるよう
な恐慌に巻き込まれて、みんなが困つ
ておるので、だから問題の解決は、
とにかくにニック寸前を思われるよ
うな恐慌によって、この特別償却、割増し
償却の中に、これらの該當機械をすつ
と的確に入れていかることによつ
て、私は相当の効果が上り得ると考
えます。従つて一つの法律措置もできな
い、行政措置も財政措置も今としては
できぬといふことであるならば、こ

の税制措置にあなたのベストを尽し
て、そらしてこの法律が成立すること
によって犠牲を受ける人々に対して、
思はないかどうか。これはあなたの決
意によってなし得ることであると考え
ますが、この際あなたの決意をお示し
を願いたいと思います。

○石橋國務大臣 その問題は、ただい
まも事務当局をして大蔵省とも話し合
いをさせておるなかでございます。

○春日委員 結局私どもやはり法律
を取り扱つておる経験にかんがみまし
て、あるいは法律の修正ができるない、
またこれを直せばあそこがはみ出ると
十分御趣旨に従いましてできるだけの
ことをしたい、かように考えておりま
す。

強制に対する財政上の援助とか、こう
いうこともできない。一もできない、
二もできないとするならば、石橋さ
ん、三くらいのことは一つやつていた
だかなければ、もののおさまりがつき
ませんよ。失礼ながらわが日本社会党
は三百名の多数に対してわれわれ百
五十四名の少數でもつて、あの選舉区
を取り扱つておる結果にかんがみまし
て、あるいは法律の修正ができるない、
またこれを直せばあそこがはみ出ると
いう形で困難ではないかといふ想定に
基いて、しばしば渡邊主税局長に対し
ても、政府内部における交渉いかんと
いうことで話を進めて参りました。と
ころが大蔵省の方においては話を聞いて
いたはあるけれども、ひざ詰め談判
とか、あるいは現実にこの法律の成否
を期しての話し合いといふものは受け
ていいといふことで、これは困つた
ことだ。しかし大臣間の話し合いでも
できておるかもしれないと思って、本
日を待つておつたわけです。ところ
が、小室君には非常に悪いんだが、今
の御答弁によつても明らかにされた通
じる機械が適用され、どの機械が
除外されておるかといふことは全然されていない
資料が出されてはいない。検討が行わ
れていない。いわば大臣間における交
渉などといふものは全然されていない
ということなんです。これは重大なこ
とであつうと思う。私は長い時間をか

けて質問をして参りましたが、一つに
は織維産業の安定と同時に、理想的な
ことを言えば、総合施策として織維機
械産業の安定のための単独立法をやれ
て、そういうのにはならないので、ほとんど
それがなかった。これはあなたの決
意はないかどうか。これはあなたの決
意によってなし得ることであると考え
ますが、この際あなたの決意をお示し
を願いたいと思います。

○神田委員長 他に御質疑はあります
か。——質疑はないようであります